

社会福祉法人 共友会 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人共友会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員として専ら法人及び施設の運営のための業務に執務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査または研修会(以下「会議等」という。)への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、税引き後とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の当日支払うものとする。ただし、理事会、評議員会等の会議等への出席を除く、法人業務、施設運営に係る業務に対する報酬等は、職務執行の属する月の翌月21日(ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、その前日)に支払うものとする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行し、改正後の第4条第4項の規定は、令和5年7月1日から適用する。

別表第1 役員等の報酬の額(第4条第4項関係)

役職名	報酬の額(日額・源泉徴収税引後)	
常勤役員	会議等への出席 法人及び施設の運営のための業務 ための出勤	4,000円 (支給額 4,126円) 8,000円 (支給額 8,252円)
非常勤役員	会議等への出席 法人業務・施設運営のための出勤	1人一律 4,000円 1人一律 4,000円 (支給額 4,126円)
監事	会議等への出席 監事監査等への出席 法人業務・施設運営のための出勤	1人一律 4,000円 1人一律 4,000円 1人一律 4,000円 (支給額 4,126円)
評議員	会議等への出席 法人業務・施設運営のための出勤	1人一律 4,000円 1人一律 4,000円 (支給額 4,126円)

別表第2 費用(第6条第1項関係)

会議等への出席 (公共交通機関利用)	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額
会議等への出席 (公共交通機関利用なし)	自宅から会議等開催場所への往復距離に応じ、 1人 30円/kmとする。 ただし、20km未満は、0円とする
県外出張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費 (研修会出席者負担金・資料代等)	職務執行に必要な額